

教員免許状更新講習の免除対象者及び修了確認期限を延期できる者

静岡県教育委員会義務教育課

免除及び延期の申請は、現職教員等、更新講習の受講義務がある方に限り申請が可能となります。所定の申請書に必要事項を記入の上、免許状の写し（紛失の場合は、授与権者の発行する免許状授与証明書の原本）を添付し、申請を行ってください。

申請により教員免許状更新講習（以下、更新講習という。）の受講を**免除**される者

免除申請は、原則 8 月末までに行ってください。

(1) 教員を指導する立場にある人

- ア 校（園）長、副校（園）長、准校長、教頭、主幹教諭
- イ 教育委員会事務局に在籍する者
 - ※ 教育長、管理主事、指導主事、社会教育主事、等
- ウ 県知事部局等への出向者

(2) 優秀教員表彰受賞者

※有効期間の満了の日又は修了確認期限までの **10 年間**において行われたものに限る
免許管理者が指定する表彰

- ア 文部科学大臣表彰
- イ 静岡県優秀教職員表彰
- ウ 静岡市教育委員会表彰
- エ 浜松市教育委員会優秀教職員表彰
- オ 静岡県私学協会奨励賞優秀教員表彰
- カ 静岡県私立幼稚園振興協会表彰規程による優秀教員表彰

申請により修了確認期限の**延期（有効期間の延長）**をできる者（事由）

延期（延長）事由が生じたら、随時申請可能です。（受講期間前でも可）

- (1) 再教育中の者
- (2) 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き 90 日以上病気休暇、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中の者
- (3) 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通の困難な者
- (4) 在外教育施設、外国の教育施設等に派遣中の者
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者
- (6) 専修免許状の取得を目的として大学院等に在学中の者（科目等履修生は除く）
- (7) 教員となってから修了確認期限までの期間が 2 年 2 月未満の者
- (8) 修了確認期限から 10 年以内に免許状の授与を受けた者**
- (9) (1)～(8)の他、免許管理者がやむを得ない事由があると認める者 **(配偶者同校休業含む)**

※ (8)については、旧免許状所持者のみに該当する事由

重要!

旧免許所持の現職の方が、通信大学や認定講習において修得した単位により、新たに免許状を取得した場合、(8)に該当し、延期申請をすることができます。